

〈指定研究〉

「ヨーロッパ私法の現代化と日本私法」

2005年5月11日の域内市場における事業者の消費者に対する 不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令（2005/29/EC）

翻訳：中田 邦博・カライスコス アントニオス

はじめに

本稿は、2005年5月11日の域内市場における事業者の消費者に対する不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令2005/29/EC^{*1}のうち、消費者保護にとって重要な規定を取り出して、中田邦博（龍谷大学法学部教授）とカライスコス アントニオス（京都大学大学院法学研究科准教授）の両名で共訳したものである。いわゆる立法理由も重要であるが、今回は、紙幅の都合から割愛することにした。

ところで、本指令を訳出するきっかけは、翻訳者の一人である中田が2016年に消費者委員会の「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ（第4回）」において「不公正取引方法指令における『攻撃的取引方法（aggressive commercial practices）』の意義について——ドイツ UWG を参考にしながら」と題して報告するように要請されたことにある。

周知のように、日本でも EU 法の規制のあり方が消費者保護をめぐる問題の議論に際して参考にされることが多い。本稿で取り上げる EU 不公正取引方法指令は、EU 域内市場における包括的な規制であり、そこでの消費者保護にとって重要な役割を果たすものである。そうしたこともあり、わが国でも、すでに研究が進められてきており、同指令の意義と重要性についてはかなり広く認識されてきたのではないと思われる。消費者法の理論レベルでは、同指令の内容が、広告規制に限定されているが、2016年の消費者法学会で「広告と消費者法」をテーマにするシンポジウムで取り上げられている（その内容については、現代消費者法32号（2016年）4頁以下に収録された特集の各論攷を参照。とりわけ、中田邦博「ドイツにおける広告規制と消費者」48頁およびカライスコス アントニオス「ギリシャにおける広告規制」76頁など）。また、現実の立法のプロセスでも現在進行中の消費者契約法の改正作業をめぐる議論において同指令の規制内容に関心が向けられていることが指摘できる。

そうしたなか、先の報告の準備過程において EU 不公正取引方法指令の内容を再度検討する機会を得た。その際に、同指令の翻訳作業がいくつか公表されているが、部分的なものが多く、その全体を訳したものがさほどみられないことに改めて気がついた。同時に、同指令の研究をさらに進め、一般的な理解を得る前提として、これまでの同指令の翻訳の内容についても再度検討しておくことが必要ではないかと考えるに至った。とはいえ、同指令の翻訳を改めて行うには、EU 法の正確な知識とともに、同指令が契約法と経済法の交錯領域に属することから、これらの分野を超えた横断的な検討をしておくことや最近の EU 法研究の内容を反映することも必要である（最近の包括的な研究として、たとえば、中田邦博＝鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（2011年、日本評論社）、および同編『消費者法の現代化と集団的権利保護』（2016年、日本評論社）に収録の関係文献を参照）。

そこで、そのためのたたき台をつくるという意図で同指令を翻訳することにした。本稿の訳文については、本来、研究会でさらに議論を尽くすべきではないかと感じているところもあるが、今回は、時間的な制約もあり、とりあえずは中間的な成果としてここに発表することとした。

本指令の翻訳の方針として、可能な限り、原文に忠実に、かつ読みやすい形とすること、および、わが国で一般的な法文の体裁にあわせることを意識した（これらの点は、後掲した DCFR（共通参照枠草案）の翻訳書での方針を踏襲したものである）。もっとも、翻訳作業においては、これらのややアンビバレントな要請を充たすことがかなり困難であると改めて認識した。本指令の原文として英語版を中心に利用したが、適宜、ドイツ語版、フランス語版を参照して、その用語の意味を確定した。本指令の原文については、EU 指令の公式ウェブサイトで確認することができる。特に便利なのは、同サイトで多言語表示（Multilingual display）を選択することによって、たとえば英語版、ドイツ語版とフランス語版を並べて表示し（最大 3 言語まで同時に表示可能）、その内容を比較することができる機能である。これは大いに利用させてもらった（たとえば、<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN-DE-FR/TXT/?uri=CELEX:32005L0029&from=EN>）。ユトレヒト大学（オランダ）のホンディウス（Ewoud H. Hondius）教授から、EU 法の意味を正確に理解するには、英語版だけでなく、他の言語のバージョンもみる必要があると教わったことが思い出される。

なお、本指令の翻訳に際しては、窪田充見ほか監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則 共通参照枠草案（DCFR）』（2013年、法律文化社）をとくに参照した。また、不公正取引方法指令についての抄訳として、寺川永「不公正取引方法指令」『諸外国の消費者法における情報提供・不招請勧誘・適合性の原則』別冊 NBL121 号（2008年）227頁以下がある。EU の関連する消費者保護に関する指令については、とりわけ、カライスコス アントニオス＝寺川永＝馬場圭太訳「デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」関法66巻2号（2016年）197頁以下および同訳「物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」関法66巻3号（2016年）314頁以下、さらに寺川永＝馬場圭太＝原田昌和訳「2011年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」（前掲・中田＝鹿野編『消費者法の現代化と集团的権利保護』551頁以下）を参照した。もっとも、本稿の訳語は、これらの文献が用いるものとは異なるところもある。〔中田邦博〕

2005年5月11日の域内市場における事業者の消費者に対する 不正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令（2005/29/EC）

この指令は、理事会指令 84/450/EEC、欧州議会及び理事会指令 97/7/EC、98/27/EC 及び 2002/65/EC 並びに欧州議会及び理事会規則（EC）No 2006/2004 を修正する。

（「不正取引方法指令」）

（この文書は、欧州経済地域に関わるものである）

欧州議会及び欧州連合理事会は、
欧州共同体を設立する条約、特に第95条に基づき、
欧州委員会の提案に基づき、
欧州経済社会評議会の意見に基づき⁽¹⁾、
条約〔欧州共同体を設立する条約（EC 条約）〕の第251条に定める手続に従い⁽²⁾、
以下のような理由から、
〔略〕
以下の指令を採択した。

第1章 総 則

第1条 目的

この指令の目的は、消費者の経済的利益を害する不正取引方法に関する加盟国の法律、命令及び行政規則を接近させることによって、域内市場の適切な機能に寄与し、高水準の消費者保護を達成することにある。

第2条 定義

この指令において、

- (a) 「消費者」とは、この指令の適用を受ける取引方法において、自らの商業、事業、手工業又は職業以外の目的で行為する自然人をいう。
- (b) 「事業者」とは、この指令の適用を受ける取引方法において、自らの商業、事業、手工業又は職業に関係する目的で行為する自然人又は法人、及び、事業者の名において又は事業者のために行為する者をいう。
- (c) 「製品」とは、物品又は役務（不動産、権利及び義務を含む。）をいう。
- (d) 「消費者に対して事業者が行う取引方法」（以下、「取引方法」ともいう。）とは、事業者による作為、不作為、行為態様又は表示、取引通信（広告及びマーケティングを含む。）であって、消費者への製品の販売促進、販売又は供給に直接関係するものをいう。
- (e) 「消費者の経済行動を実質的に歪めること」とは、取引方法を用いることによって、消費者が情報を得た上で決定を行う能力を明らかに失わせ、これにより、そうでなければ行わなかったであろう取引上の決定を消費者に行わせることをいう。
- (f) 「自主行動規準」とは、加盟国の法律、命令又は行政規則によって課されていない取決め又は一連の規約であって、事業者が特定の取引方法又は業種についてこの規準を遵守するこ

とを約した場合に、その行動を規律するものをいう。

- (g)「規準責任者」とは、自主行動規準を策定若しくは改定し、及び／又は自主行動規準を遵守することを約した者がその規準に適合して行為していることについて監視する責任を負う者（事業者又は事業者団体を含む。）をいう。
- (h)「職業上の注意」とは、事業者の活動分野における誠実な市場慣行及び／又は信義誠実の一般原則に照らして、事業者が消費者に対して用いることが合理的に期待できる特別な技能及び注意の水準をいう。
- (i)「購入への勧誘」とは、用いられた取引通信の手段に照らして適切な方法で製品の特徴及び価格を示し、消費者が購入できるようにする取引通信をいう。
- (j)「不当な影響」とは、消費者に対する優越的地位を利用して、消費者が情報を得た上で決定を行う能力を相当程度に制限する方法で圧力をかけること（有形力の行使又は有形力を行使するとの脅しがない場合を含む。）をいう。
- (k)「取引上の決定」とは、製品の購入、製品に対する一括若しくは分割での支払、製品の保持若しくは処分又は製品に関する契約上の権利の行使をするか否か、どのようにするか、及びいかなる条件であるかについて消費者が行う決定（することを決定したか、しないことを決定したかを問わない。）をいう。
- (l)「規制専門職」とは、職業活動へのアクセス若しくは営業又は営業方法の1つが、法律、命令又は行政規則に従って特別な専門職資格を有することに直接又は間接的に条件付けられている1つ又は複数の職業活動をいう。

第3条 適用範囲

1. この指令は、製品に関する取引の前に、その際に、又はその後に、消費者に対して事業者が行う、第5条に定める不公正取引方法に適用する。
2. この指令は、契約法（特に契約の有効性、成立又は効果に関する準則等）に影響を与えない。
3. この指令は、製品の衛生及び安全の側面に関する欧州共同体又は各国の準則に影響を与えない。
4. この指令の規定が不公正取引方法の特定の側面を規制する欧州共同体の他の準則と抵触する場合は、その特定の側面については、後者を優先的に適用する。
5. 2007年6月12日から6年の間、加盟国は、この指令の接近領域に該当する各国の規定（この指令よりも制限的又は厳格であり、かつ、下限平準化条項を含む指令を国内法化したもの）を適用することができる。その措置は、消費者を不公正取引方法から適切に保護するために不可欠であり、かつ、この目的の達成に必要な範囲内のものでなければならない。第18条に定める改定は、適切と認められる場合には、その例外措置をさらに一定期間延長する提案を付帯することができる。
6. 加盟国は、第5項に基づいて適用する各国法規定を遅滞なく委員会に通知しなければならない。
7. この指令は、裁判所の管轄を定める準則に影響を与えない。
8. この指令は、開業若しくは許認可制度の条件又は職業倫理上の自主行動規準その他共同体法に従って専門家に要求することのできる高水準の誠実さを維持することを目的として規制専門職を規律する特別の準則に影響を与えない。
9. 指令2002/65/EC が定義する「金融サービス」及び不動産に関しては、加盟国は、この指

令の接近領域においてこの指令よりも制限的又は厳格な要件を課することができる。

10. この指令は、貴金属加工物の純度の証明及び表示に関する加盟国の法律、命令及び行政規則には、適用しない。

第4条 域内市場

加盟国は、この指令の接近領域に含まれることを理由として、役務を提供する自由又は物品の自由移動を制限することができない。

第2章 不公正取引方法

第5条 不公正取引方法の禁止

1. 不公正取引方法は、禁止する。
2. 取引方法は、次のいずれにも該当する場合に、不公正とする。
 - (a) 取引方法が職業上の注意の要求に反していること。
 - (b) 取引方法が到達し、若しくは向けられている平均的消費者の、又は取引方法が特定の消費者集団を対象としているときはその平均的構成員の経済的行動を、当該の製品に関して実質的に歪め、又は歪めるおそれがあること。
3. 取引方法が、明確に特定できる消費者集団のみの経済的行動を実質的に歪めるおそれがあり、かつ、事業者において、その消費者集団が、精神的若しくは身体的障害、年齢又は軽率さを理由として、その取引方法又はその対象である製品について特に保護を要すること(vulnerable)*²⁾を予見することが合理的に期待できた場合は、その取引方法は、その集団の平均的構成員の立場から評価する。この規定は、大げさな言明又は言葉通りに受け取られるべきでない言明を用いる一般的かつ適法な広告方法には、適用しない。
4. 特に次のいずれかに該当する取引方法は、不公正とする。
 - (a) 第6条及び第7条に定める誤認惹起的なもの
 - (b) 第8条及び第9条に定める攻撃的なもの
5. 付表Iは、いかなる場合においても不公正とみなされる取引方法のリストを含む。このリストは、すべての加盟国で適用され、この指令の改定によってしか変更することができない。

第1節 誤認惹起的取引方法

第6条 誤認惹起作為

1. 取引方法は、誤った情報を含むことで不実である場合又は次に掲げる要素の1つ若しくは複数に関して、全体としての表現方法を含む何らかの方法により平均的消費者を錯誤に陥れ、若しくは陥れるおそれがある場合（その情報が事実として正確である場合を含む。）において、そのいずれによるものであっても、平均的消費者にこれがなければ行わなかったであろう取引上の決定を行わせ、又は行わせるおそれがあるときは、誤認惹起的であるとみなす。
 - (a) 製品の存在又は性質
 - (b) 製品の主たる特徴（製品の入手可能性、利益、リスク、仕上げ、構成、付属品、アフターサービス、苦情処理、製造若しくは提供の方法及び日付、配達、目的への適合性、使用方法、量、仕様、地理的若しくは商業的原産地、使用によって期待される結果又は製品について実施した試験若しくは検査の結果及び重要な項目等）
 - (c) 事業者の約束の範囲、取引方法の動機及び販売工程の性質、事業者若しくは製品に対す

- る直接若しくは間接的な支援又は許認可に関する表示若しくは記号
- (d) 価格若しくは価格を算定する方法又は価格に関する特別な優遇措置の存在
- (e) サービス、部品、取替え又は修補の必要性
- (f) 事業者又はその代理人の性質、属性及び権利（その者の識別情報及び資産、資格、地位、許認可、提携関係、取引先及び工業、商業、知的所有権又は受賞及び受勲等）
- (g) 消費者の権利（1999年5月25日の消費者物品売買契約及び付随保証の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令 1999/44/EC⁽⁸⁾に定める取替え又は償還を請求する権利を含む。）又は消費者がさらされる可能性のあるリスク
2. 取引方法は、その事実関係において、その特徴及び事情を考慮して、次に掲げる場合において、これがなければ行わなかったであろう取引上の決定を平均的消費者に行わせ、又は行わせるおそれがあるときも、誤認惹起的であるとみなす。
- (a) 製品のマーケティング（比較広告を含む。）であって、競争者の製品、商標、商号その他の識別記号との混同を生じさせる場合
- (b) 事業者が拘束されることを約した自主行動規準に含まれる義務を事業者が遵守しない場合において、次のいずれにも該当する場合
- (i) その義務が目標的なものでなく、強制力を有し、かつ、確認可能であること。
- (ii) 事業者が、取引方法において、自らが自主行動規準に拘束されることを示していること。

第7条 誤認惹起不作為

1. 取引方法は、その事実関係において、その特徴及び事情並びに通信媒体の制限を考慮して、平均的消費者が情報を得た上で取引上の決定を行うためにその状況に応じて必要となる重要な情報を提供しなかったことによって、平均的消費者にこれがなければ行わなかったであろう取引上の決定を行わせ、又は行わせるおそれがあるときは、誤認惹起的であるとみなす。
2. 取引方法は、第1項に定める事項を考慮して、事業者が同項に定める重要な情報を隠匿し、不明確で、分かりにくく、多義的で、若しくは時宜に合わない方法で提供し、又は事業者がその取引方法の取引上の意図を示さなかったことによって（ただし、その状況から明らかであったときは、この限りでない。）、平均的消費者に、そのいずれによるものであっても、これがなければ行わなかったであろう取引上の決定を行わせ、又は行わせるおそれがあるときも、誤認惹起的であるとみなす。
3. 取引方法を通信するために用いた媒体が空間又は時間的な制限を伴う場合には、その制限及び消費者が他の手段で情報を入手できるようにするために事業者が講じた措置は、情報を提供しなかったか否かを判断する際に考慮する。
4. 購入への勧誘については、状況から明らかである場合を除き、次に掲げる情報は、重要であるとみなす。
- (a) 媒体及び製品について適切である範囲における、製品の主たる特徴
- (b) 事業者の住所及び識別情報（事業者の商号等）及び事業者が他の事業者のために行わせる場合には、後者の住所及び識別情報
- (c) 税込価格又は製品の性質上事前に価格を合理的に算定できない場合における価格の決定方法及び運送、配達、郵送に関する追加費用又は事前にその費用を合理的に算定できない場合における追加費用の可能性
- (d) 支払、配達、履行の方法及び苦情処理の方針（これが職業上の注意の要求と異なる場合

に限る。）

（e）撤回権又は取消権がある場合の製品及び取引については、その権利の存在

5. 取引通信（広告及びマーケティングを含む。）に関して共同体法が定める情報提供の要求（その網羅的でないリストが付表Ⅱに記載されている。）は、重要であるとみなす。

第2節 攻撃的取引方法

第8条 攻撃的取引方法

取引方法は、その事実関係において、その特徴及び事情を考慮して、製品に関する平均的消費者の選択又は行動の自由を著しく歪め、又は歪めるおそれがある困惑行為、強制（有形力の行使を含む。）又は不当な影響によって、平均的消費者にこれが行わなければならないであろう取引上の決定を行わせ、又は行わせるおそれがあるときは、攻撃的であるとみなす。

第9条 困惑行為、強制及び不当な影響の行使

取引方法が、困惑行為、強制（有形力の行使を含む。）又は不当な影響を用いるものであるか否かを判断するには、次に掲げる事情を考慮しなければならない。

- （a）取引方法の時期、場所、性質又は執拗さ
- （b）威嚇的又は攻撃的な言葉又は態度を用いたこと。
- （c）事業者が、製品に関する消費者の決定に影響を与えるために、消費者の判断を歪めるほどに重大であり、かつ、事業者が認識している特別の不運又は事情につけ込んだこと。
- （d）消費者が契約上の権利（契約を解消する権利又は他の製品に取り換え、若しくは他の事業者に変更する権利を含む。）を行使する際に、事業者が、契約に基づかない過剰な又は均衡を欠く負担で妨害をしたこと。
- （e）適法ではない行為をすることの脅し

第3章

自主行動規準

第10条 自主行動規準

この指令は、第11条に定める裁判所又は行政手続に加えて設けられたものである限りにおいて、加盟国が推奨することのできる規準責任者による不公正取引方法の審査及び同条に定める者又は団体による審査機構に対する不服申立を妨げない。

審査機構に対する不服申立は、第11条に定める司法上又は行政上の不服申立方法の行使を妨げない。

第4章

最終規定

第11条 実効性確保

1. 加盟国は、消費者の利益においてこの指令の規定を遵守させるために、不公正取引方法を抑止する相当かつ効果的な手段を確保しなければならない。

前項の手段は、各国法において不公正取引方法を抑止する正当な利益を有する者又は団体（競争者を含む。）が、次に掲げることの1つ又は全部を行使することを定める法律上の規定を含む。

- （a）不公正取引方法に対して訴えを提起すること。

(b) 苦情に対して決定を下し、又は適切な法的手続を開始する権限を有する行政機関に不正取引方法を付託すること。

これらの手続のいずれを利用できるものとするか、及び裁判所又は行政機関が他に設けられた苦情処理手段（第10条に定めるものを含む。）への事前の付託を求めることができるものとするか否かは、各加盟国が決定する。その手続は、被害を受けた消費者が、事業者の営業所がある加盟国又は他の加盟国のいずれに所在するかを問わず利用することができるものでなければならない。

次に掲げる事項は、いずれも各加盟国が決定する。

(a) その法的手続を、同一の経済部門に属する複数の事業者に対して個別に又は併合して追行することができるか否か。

(b) 自主行動規準が法律上の要求の不遵守を助長する場合に、その法的手続を、その規準責任者に対して追行することができるか否か。

2. 加盟国は、第1項に定める法律上の規定に基づいて、関連する利益及び特に公共の利益を考慮して、次に掲げる措置が必要であると認める場合には、実際の損失若しくは損害の証明又は事業者側の故意若しくは過失の証明がないときであっても、裁判所又は行政機関にこれを行う権限を付与しなければならない。

(a) 不正取引方法の停止を命ずること又は不正取引方法の停止命令のための適切な法的手続を開始すること。

(b) 不正取引方法がまさに実行されようとしている場合には、その取引方法の禁止を命ずること又はその取引方法に対する禁止命令のための適切な法的手続を開始すること。

加盟国は、本項第1文に定める措置が、次に掲げる迅速審理手続のいずれかによって講じられるための規定を置かなければならない。

一 仮の効果を伴うもの

一 確定的な効果を伴うもの

加盟国は、そのいずれかを選択することができる。

さらに、加盟国は、終局的判断によってその停止を命じた不正取引方法のなお継続する効果を除去することを目的として、裁判所又は行政機関に次に掲げる権限を付与することができる。

(a) 裁判所又は行政機関が適切と考える形式で、判断の全部又は一部の公表を要求すること。

(b) さらに、訂正文の公表を要求すること。

3. 第1項に定める行政機関は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(a) 公平性に疑念を生じない組織構成のものであること。

(b) 行政機関が苦情に対して判断を下した場合に、その判断の遵守を効果的に監視し、かつ、実効化するために適切な権限を有すること。

(c) 原則として、その判断に理由を付すこと。

第2項に定める権限が行政機関によってのみ行使される場合は、常に判断の理由を付さなければならない。さらに、この場合においては、行政機関による不適切若しくは不合理な権限行使又は不適切若しくは不合理な権限不行使が司法上の審査の対象となる手続のための規定を置かなければならない。

第12条 裁判所及び行政機関による主張の正当性の実証

加盟国は、第11条に定める民事又は行政手続において、次に掲げる権限を裁判所又は行政機関

に付与しなければならない。

(a) 事業者その他手続の当事者の正当な利益を考慮して、その要求が事件の事情に照らして適切であると認めるときは、取引方法に関する事実の主張の正確性についての証拠を提出するよう事業者に要求すること。

(b) (a) に従って要求された証拠が提出されず、又は裁判所若しくは行政機関によって不十分と判断された場合に、事実の主張が真実でない (inaccurate) とみなすこと。

第13条 罰則

加盟国は、この指令を適用して採択した国内規定に対する違反について罰則を定め、その規定を実効化するために必要な措置を講じなければならない。その罰則は、実効性、均衡及び抑止力のあるものでなければならない。

第14条 指令 84/450/EEC の修正

〔略〕

第15条 指令 97/7/EC 及び 2002/65/EC の修正

〔略〕

第16条 指令 98/27/EC 及び規則 (EC) No 2006/2004 の修正

〔略〕

第17条 情報提供

加盟国は、この指令を国内法化する各国法を消費者に周知するための適切な措置を講じ、かつ、適切である限り、事業者及び規準責任者に対してその自主行動規準を消費者に周知するよう促さなければならない。

第18条 改定

1. 委員会は、2011年6月12日までに、この指令（特に消費者保護に関する共同体法のさらなる平準化及び簡素化を目指す第3条第9項並びに第4条及び付表I）の適用、及び、第3条第5項に照らして、適切な消費者保護の水準が維持されることを確保するために共同体が講ずべき措置に関する総括報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。この報告書は、必要な場合には、この指令その他関連する共同体法を改定するための提案を伴うものとする。
2. 欧州議会及び理事会は、委員会が第1項に基づいて提案を示した時から2年以内に、条約〔欧州共同体を設立する条約（EC条約）〕に従って、措置を講ずるよう努めなければならない。

第19条 国内法化

加盟国は、2007年6月12日までに、この指令を遵守するために必要な法律、命令及び行政規則を採択し、公布しなければならない。加盟国は、これについて委員会に直ちに報告し、その後の改正を遅滞なく委員会に報告しなければならない。

加盟国は、2007年12月12日までにその法令を施行しなければならない。加盟国は、その法令を

採択するときに、この指令に基づくものであることを法令の中で又は法令を官報に掲載する際に明示しなければならない。明示の仕方については、加盟国の判断に委ねる。

第20条 発効

この指令は、EU 官報における公布の翌日に発効する。

第21条 名宛人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

注

*1) Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council ('Unfair Commercial Practices Directive').

(1) OJ C 108, 30.4.2004, p. 81.

(2) Opinion of the European Parliament of 20 April 2004 (OJ C 104 E, 30.4.2004, p. 260), Council Common Position of 15 November 2004 (OJ C 38 E, 15.2.2005, p. 1), Position of the European Parliament of 24 February 2005 (not yet published in the Official Journal) and Council Decision of 12 April 2005.

*2) 本文の“vulnerable”は、わが国では一般的に「脆弱な」と訳出されることが多いが、本翻訳では「保護を要する」という訳語を用いた。それは次のような理由による。本条では、消費者が vulnerable となるのは、特定の理由に基づいて、かつ、特定の製品や取引との関係においてである。そこでは、vulnerable は、人の一般的な性質としての意味で用いられてはいない。仮に「脆弱な」と訳出すると、そのグループに属する「消費者」がそうした性質を一般的に、そして本来的に有しているとの印象を与えるおそれがあるように思われた。そこで、一般的な性質という意味ではないことを明確にするために、「保護を要する」と訳出した方が適切であろうと考えたことによる。ちなみに、本指令のドイツ語版では、vulnerable についてはその意味を明確にするために“schutzbedürftig” (= 保護を要する) という訳語が使われており、こうした訳語の選択も参考にした。

(8) OJ L 171, 7.7.1999, p. 12.

付表 I

あらゆる状況において不公正とみなされる取引方法

誤認惹起的取引方法

1. 事業者が、事実とは異なり、自主行動規準の署名者であると主張すること。
2. 必要な許認可を得ていないにもかかわらず、トラストマーク、クオリティマークその他同様のものを表示すること。
3. 事実とは異なり、自主行動規準が公的機関その他の団体から認定を受けていると主張すること。
4. 事業者（その取引方法を含む。）若しくは製品が、事実とは異なり、公的機関若しくは民間団体から認可、認定若しくは許可を受けたと主張し、又は事業者若しくは製品が認可、認定若しくは許可の条件を遵守していないにもかかわらず、そのように主張すること。
5. 事業者が、その製品、製品の広告規模及び提供価格に照らして合理的な期間並びに合理的な数量について、その価格でその製品若しくはその同等品を供給すること又はこれを他の事業者に供給させることができないと思う合理的な根拠を開示せずに、特別価格で製品を購入するよう勧誘すること（おとり広告）。
6. 特別価格で製品を購入するよう勧誘しながら、次に掲げるいずれかをする。
 - (a) 消費者に広告された製品を見せることを拒否すること。
 - (b) 広告された製品を合理的な期間内に受注し、若しくはこれを引き渡すことを拒否すること。
 - (c) 別の製品を販売促進することを意図して、広告された製品の欠陥ある見本を提示すること（おと

り商法)。

7. 直ちに決定をさせ、情報を得た上で選択をする十分な機会又は時間を消費者から奪うことを目的として、非常に限られた期間のみ又は非常に限られた期間に特別な条件でのみ製品を購入することができる旨の虚偽の表示をすること。
8. 事業者が、取引前に自己の所在する加盟国の公用語ではない言語で通信を行った消費者に対してアフターサービスを提供することを約したにもかかわらず、そのサービスを他の言語でのみ利用できるものとし、かつ、消費者に対してそのことを消費者がその取引を行う前に明確に開示しないこと。
9. 事実とは異なり、製品を適法に販売できると表明し、又はそのような印象を与えること。
10. 法律が消費者に与える権利を、事業者の申入れの顕著な特徴として示すこと。
11. 製品を販売促進するためにメディアの編集コンテンツを使用し、かつ、その販売促進のために事業者が代金を支払ったにもかかわらず、そのことをコンテンツの中で又は消費者が明確に見分けることができる映像若しくは音声によって明確にしないこと（広告記事）。この規定は、理事会指令 89/552/EEC⁽¹⁾の適用を妨げない。
12. 消費者が製品を購入しない場合における、消費者又はその家族の身の安全に対する危険の性質及び範囲について実質的に誤った主張をすること。
13. 特定の製造業者が製作したものに類似する製品を販売促進し、その際に、その製造業者が、事実とは異なり、その製品を製作したと消費者が思うように意図的に誤認を惹起すること。
14. ピラミッド型の販売促進スキームが、消費者が償金を受ける機会を得るために対価を支払い、かつ、その償金が製品の販売や消費によってではなく、主として他の消費者をそのスキームに引き入れることによって獲得されるものである場合において、これを開設、運営又は促進すること。
15. 事業者が、事実とは異なり、今にも営業を終了し、又は営業所を移転しようとしていると主張すること。
16. 製品によって、運で決まるゲームに勝つことが容易になると主張すること。
17. 製品が病気、機能障害又は奇形を治癒するものであるとの虚偽の主張をすること。
18. 消費者に通常の市場条件よりも不利な条件で製品を取得させることを意図して、市場条件又は製品を見付ける可能性に関して実質的に誤った情報を提供すること。
19. 取引方法において競争による選抜又は懸賞を提供すると主張しながら、所定の賞品又はその合理的な同等品を与えないこと。
20. 取引方法に対する応答について不可避免的に生じる費用以外のものを消費者が支払わなければならないにもかかわらず、製品が「gratis（無料）」、「free（無料）」、「without charge（課金なし）」であるとの表示その他これに類する記載をすること。
21. マーケティング資料の中に、事実とは異なり、既にその製品を注文したとの印象を消費者に与える請求書その他支払を求める文書を含ませること。
22. 事業者が、自らの商業、事業、手工業若しくは職業に関係する目的で行為しないとの虚偽の主張をし、若しくはそのような印象を与えること又は自己が消費者であるとの虚偽の表示をすること。
23. 製品が販売された加盟国以外の加盟国においても製品に関するアフターサービスを利用することができるとの虚偽の印象を与えること。

攻撃的取引方法

24. 消費者が、契約が成立するまで営業所から退去することができないとの印象を与えること。
25. 退去し、又は再訪問しないように消費者が求めたにもかかわらず、これに反して消費者の自宅への個人的訪問を行うこと。ただし、各国法が、契約上の債務を履行させるためにこれを認める場合及び

範囲については、この限りでない。

26. 電話、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段を用いて執拗かつ不招請の勧誘行為をすること。ただし、各国法が、契約上の債務を履行させるためにこれを認める場合及び範囲については、この限りでない。この準則は、指令 97/7/EC 第10条並びに指令 95/46/EC⁽²⁾及び 2002/58/EC の適用を妨げない。
27. 保険契約に基づいて支払を請求しようとする消費者に対して、その請求が有効であるか否かに関連すると合理的と考えられない文書を提出するよう要求し、又は消費者が自己の契約上の権利を行使することを断念させることを目的として、適切な問合せに対して全く応答しないこと。
28. 広告の中で、児童に対して、広告商品を購入するよう直接に促し、又は児童のために広告商品を購入することを親その他の成人に説得するよう直接に促すこと。この規定は、テレビ放送に関する指令 89/552/EEC 第16条の適用を妨げない。
29. 消費者が注文しなかったにもかかわらず事業者が供給した製品について支払（期限の利益が付与されたか否かを問わない。）又は返品若しくは保管を求めること（ネガティブ・オプション）。ただし、その製品が指令 97/7/EC 第7条第3項に従って供給された代物である場合は、この限りでない。
30. 消費者がその製品又は役務を購入しなかった場合には、事業者が失職するおそれ又は生計を維持することができないおそれがあることを消費者に対して明確に示めすこと。
31. 次に掲げるいずれかの事実があった場合において、消費者が商品その他これと同等の利益を既に取得しており、将来において取得し、又は特定の行為をすることで取得することができるとの誤った印象を受けたとき。
 - 賞品その他これと同等の利益が存在しないこと。
 - 賞品その他これと同等の利益を請求する行為をするためには、消費者が金銭を支払い、又は費用を負担することが条件となっていること。

付表Ⅱ

〔略〕

注

- (1) Council Directive 89/552/EEC of 3 October 1989 on the coordination of certain provisions laid down by Law, Regulation or Administrative Action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities (OJ L 298, 17.10.1989, p. 23). Directive as amended by Directive 97/36/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 202, 30.7.1997, p. 60)〔テレビ放送指令 89/552/EEC。後に、指令 97/36/EC によって改正〕。
- (2) Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (OJ L 281, 23.11.1995, p. 31). Directive as amended by Regulation (EC) No 1882/2003 (OJ L 284, 31.10.2003, p. 1)〔個人データ保護指令 95/46/EC。後に、規則 (EC) No 1882/2003 によって改正〕。